



別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ



婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

岐阜県 健康福祉部
子ども・女性局 子ども家庭課

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。



〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。



児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、**原則として児童手当は、児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、お住いの市町村(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

ひとり親家庭等の相談窓口

ご心配事があればお気軽にご連絡ください

岐阜県内の市にお住まいの方	◇お住まいの市役所のひとり親担当課	
岐阜県内の町村にお住まいの方	* お住まいの町村のひとり親担当課 <small>または以下のところ</small>	
岐南町・笠松町・北方町にお住まいの方	◇岐阜地域福祉事務所058-272-8215	
養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町にお住まいの方	◇西濃県事務所0584-73-1111(内線239)	
揖斐川町・大野町・池田町にお住まいの方	◇揖斐県事務所0585-23-1111(内線243)	
坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町	◇可茂県事務所0574-25-3111(内線247)	
白川村にお住まいの方	◇飛騨県事務所0577-33-1111(内線274)	

定期的
に支援
情報を
お届け
します!

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

(各種相談(就業・養育費)やセミナー開催を通じ、子育てと仕事の両立を図るお手伝いをします)



TEL 058-268-2569

FAX 058-216-1883 E-mail shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp <http://shien-gifu.sakura.ne.jp/>

月～土曜日9:00～17:00

HPにセミナー開催情報等最新情報を掲載しています。電話・メール相談・オンライン相談実施中。

LINE公式アカウント
友だち追加はこちらから



DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。**男性被害者も相談可能です**。詳細については、各配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

〈配偶者暴力相談支援センター一覧はこちらから〉 →



※離婚を考えている方は裏面をご覧ください。(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)



離婚を考えている皆さまへ



財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
 - ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。
- ※離婚後**2年間**の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。
- ※離婚後**2年間**の期間制限あり。

子どもがいる方へ



〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに**必要な費用**を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、お住まいの市町村に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

【問い合わせ先】

- 自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



- ひとり親家庭への支援策については、**岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターHP**をご覧ください。 →

